

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第 25 号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	市長からの意見聴取（堺市有給吏員遺族扶助料条例等を廃止する条例）について
提 案 理 由	堺市有給吏員遺族扶助料条例等を廃止する条例を令和 5 年第 4 回市議会（定例会）に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により市長から意見を求められたものである。 本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、令和 5 年 8 月 9 日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1 廃止の理由 地方公務員等共済組合法の施行前に本市の職員となった者等であって、同法に基づく退職等年金の支給対象とならないものに対する退隠料等の支給を行っていたが、退隠料等の支給が全て終了し、今後、新たに生じることがないことから、堺市有給吏員遺族扶助料条例等を廃止することとするもの。 2 施行期日 公布の日
備 考	廃止する条例のうち教職員に関連するものは、次のとおり。 ・堺市立学校職員退職年金及び退職一時金条例
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 <input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、異議がないものとして回答済である。）

報告第25号

市長からの意見聴取（堺市有給吏員遺族扶助料条例等を廃止する条例）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められた次の案件のうち、教育委員会の所管に係る部分については、異議がないものとするに
ついて、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和5年8月9日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和5年8月18日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

堺市有給吏員遺族扶助料条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 堺市有給吏員遺族扶助料条例（大正 14 年条例第 2 号）
- (2) 堺市有給吏員退隠料条例（昭和 11 年条例第 3 号）
- (3) 堺市立学校職員退職年金及び退職一時金条例（昭和 31 年条例第 2 号）
- (4) 大阪府都市職員共済組合の給付事務承継に関する条例（昭和 42 年条例第 3 号）
- (5) 元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例（昭和 45 年条例第 31 号）
- (6) 堺市有給吏員退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和 52 年条例第 27 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。